



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君と
人KEN あゆみちゃん

人権について考えてみませんか?

12月4日(土)～12月10日(金)

人権週間

◇12月10日は「人権デー」です。

1948年(昭和23年)12月10日の国際連合第3回総会において、世界人権宣言が採択されました。

この世界人権宣言は世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準です。

そして12月4日～12月10日を人権週間と定め、この期間中、人権活動を推進する諸活動を行なっています。

◇人権とは？

「人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利」です。誰にとっても身近で大切なものであり、守られなければならないものです。

しかし、現実の社会では、いじめ、暴行、虐待、差別、プライバシーの侵害、セクシャル・ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、沢山人権問題が発生しています。

●いじめ・いやがらせ



●虐待



●差別



●インターネットでのプライバシー侵害



「誰か」のこと じゃない。

人権について困ったことがあれば・・・

ひとりで悩まずに、ご相談ください

市では、月2回人権擁護委員による人権相談を開催しています。人権に関するトラブルや、いじめ、虐待、配偶者やパートナーからの暴力等でお悩みの方は、ご相談下さい。相談は無料で、秘密は厳守します。相談日は毎月、第一、第三木曜日の午後1時30分から午後4時までの間です。(相談日の詳細は、広報「いなしき」でご確認下さい。)

法務省でも電話相談、インターネットでの相談を受け付けています。お気軽にご相談下さい。

様々な人権問題に関する相談はこちら

いじめ・虐待など子どもの人権の相談はこちら

セクハラ・家庭内暴力など女性の人権の相談はこちら

みんなの人権110番
0570-003-110



子どもの人権110番
0120-007-110



女性の人権110番
0570-070-810



様々な人権問題に関するインターネット相談はこちら

インターネット人権相談
Counseling on the Internet



日本語を自由に話すことが
できない方からの相談はこちら

外国語人権相談ダイヤル
0570-090-911

稲敷市人権擁護委員連絡協議会



人権擁護委員って？



人権擁護委員は国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する民間の方々です。

現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置され、積極的な活動を行っています。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権擁護思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから昭和23年に創設されたものであり、諸外国に例を見ないものです。

人権擁護委員はこんな活動をしています

① 人権啓発

住民一人一人の人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうための活動（イベント開催など）

② 人権相談

面接、電話、インターネット、手紙による人権に関する相談への対応

③ 人権侵害（いじめ、差別、暴行、虐待等）の被害者救済（※）

※「人権侵害の被害者救済とは、被害者等からからの申告を受けて、法務局職員と協力して調査を行なうなど、身近に起こる個別の人権に関する問題を解決に導く取り組みです。」



稲敷市の人権擁護委員
【人権擁護委員】(敬称略)

江戸崎地区：和田克典、小林如夫、野波典子

新利根地区：吉岡かつ子、野村勉

桜川地区：人見みどり

東地区：一鍬田忠夫、坂本秀子



稲敷市内での活動

人権相談の他にも以下の活動をしています



◆市内の幼稚園、小学校、中学校での人権教室◆



◆市内の小学校に花の種、苗を配布◆

◆市内ショッピングセンターでの啓発活動◆

◆対応力向上のための委員会研修◆